

文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

の一部を改正する条例案の主な内容

1 改正理由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正により「文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」第12条において引用している根拠条項の整理を行うため、所要の規定の整備を行うものである。

2 新旧対照表

改正案	現行
第一条から第十二条まで（略） (虐待等の禁止) 第十二条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対し、法第三十三条の十 <u>第一項</u> 各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 以下（略） <u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	第一条から第十二条まで（略） (虐待等の禁止) 第十二条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対し、法第三十三条の十_____各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 以下（略）